

平成26年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年 8月 7日(木) 13:45~15:30 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成25年10月 1日 ~ 平成26年 3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)平成25年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告(平成25年度下半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について (4)その他
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>○平成25年度下半期入札・契約結果について</p> <p>1. 指名競争入札において、災害復旧工事が4件入札不成立となっているがその理由は？</p> <p>2. 不成立となったその4件は結局どうしたのか？</p> <p>3. 指名競争入札において、不成立となったとび・土工工事はその後どうしたのか？</p>	<p>もともと災害復旧工事は入札不調になることが多いのですが、今回は発注時期が年度末で、同時に他の復旧工事を多数発注したこともあり、業者が手持ち工事で手一杯になっていたからだと考えられます。</p> <p>随意契約にて業者を決定しました。</p> <p>当初、制限付一般競争入札として参加業者を募りましたが、応札者がおらず、次に指名競争入札として入札を実施しました。しかし、一者のみの入札となり入札不調となったため、最終的には、随意契約にて業者を決定しました。</p>
<p>○定例報告(平成25年度下半期)</p> <p>1. 市営住宅(兵庫団地)除却工事とあるが、この団地自体はなくなるのか？</p>	<p>老朽化した建物だけを除却したのであって、団地そのものがなくなる訳ではありません。</p>
<p>○抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札(水道業務課)】</p> <p>(第5次拡張事業 古佐田配水池築造工事)</p> <p>1. 当初の工期が17日と非常に短いですが、発注者と受注者との間で予め、工期延長は合意の上予定されていたのか？</p> <p>2. 年度末にではなく、もっと早くに発注をすることはできなかったのか？</p> <p>3. 消費税率5%から8%への変更に伴い、契約金額が変更されているが、他にも消費税率変更に伴う変更契約はあるのか？</p> <p>4. 第5次拡張事業とは具体的にどのような計画か？</p>	<p>繰越予定を明記した公告を公表していました。</p> <p>特殊な工法により設計業務が難航し、日数を要したため工事発注が遅れました。</p> <p>消費税率改正の経過措置がありますが、平成25年10月1日以降の契約で、なおかつ引渡し平成26年4月以降に完了する変更契約に関してはその対象とならず、全額消費税率が8%として適用されます。したがって、該当する工事はいくつかあります。</p> <p>平成21年から平成37年の17年間において、昭和50年代の老朽化した施設を更新していくことに重きを置いた事業で、新たに配水管を拡張していくというものは少ないです。</p>
<p>【工事希望型競争入札(水道業務課)】</p> <p>(第5次拡張事業 紀の川右岸送水管(東家・市脇工区)布設工事)</p> <p>1. 具体的にどのような工事なのか？</p> <p>2. 最低制限価格を下回り失格となった業者の応札額と、落札価格との差が約16万と大差無く、予定価格に対する割合がわずかに約0.25%の違いであり、工事の品質上問題の生じる差額とは考えにくい。これは変動型最低制限価格制度のもつ欠点なのか？</p> <p>3. 今後このようなケースが多く発生するようであれば、再検討していく必要があると思いますので、注意してください</p>	<p>高野口町に向け安定した水を供給するため、送水管を西側に向けて布設していく工事です。</p> <p>変動型最低制限価格制度は入札の透明性と公平性を維持し、なおかつ瑕疵ある工事を排除できる制度です。しかし、応札価格が最低制限価格をわずかに下回るだけで失格扱いとなるデメリットも有しています。</p> <p>分かりました。</p>

意見・質問	回答
<p>【指名競争入札(水道業務課)】 (第5次拡張事業 2号導水ポンプ更新工事)</p> <p>1. 参加業者の2者のうち1者が、入札書に「辞退」と記入したにも関わらず、入札を成立させているが、この業者を指導したのか？またこの入札は競争性があると言えるのか？</p> <p>2. このようなケースはよく見受けられるのか？</p> <p>3. このようなケースでは本来の競争性が確保されているとは考えにくい。今後どういった対策をしていくのか？</p>	<p>業者については、特に指導はしていません。入札については、参加業者が入札書を投函する時点で、入札書の金額欄に正確な金額が記載されていると見込んでいたため、競争性は確保されていると考えています。</p> <p>測量設計委託業務においては、しばしば見受けられがちです。しかし、参加業者が2者のなか、このようなケースが起こったことは橋本市では今回が初めてです。</p> <p>今回以降の入札においては、投函前の説明時に業者に対して、入札書に「辞退」と記入して、投函しないよう注意し、啓発を図っています。今後も透明性と競争性の確保を図っていきます。</p>
<p>【随意契約】 (名古屋児童公園改修工事)</p> <p>1. 天然芝からクッション性のあるゴムチップ舗装に変更したのはいつ頃か？</p> <p>2. なぜ辞退業者が多いのか？</p> <p>3. 内容は土木工事に近いように思うが、なぜ造園工事なのか？</p> <p>4. 二回目に再執行した制限付一般競争入札で応札してきた業者は(株)タイキだけなのか？</p> <p>5. その時の金額は確認したのか？</p>	<p>平成26年1月の終わり頃です。天然芝を張る前に決定したことなので、二度手間にはなりませんでした。</p> <p>造園工事の技術者が不足していたからだと思います。</p> <p>施工場所が公園内部であり、かつ植栽及び遊具の設置が過半数を占めているため、造園工事としました。</p> <p>はい。</p> <p>参加業者が1者であり、開札前に入札不成立と判断したため確認していません。</p>
<p>○その他 平成26年度入札制度の一部改正について</p> <p>1. 入札の「無効」と「失格」の見直しは、言葉の整理だけと理解していいのか？</p> <p>2. 下限価格を下回る応札、また予定価格を上回る業者に対してのペナルティはあるのか？</p> <p>3. 入札参加回避とはどういったときに執行されるのか？</p>	<p>はい。下限価格を下回る、もしくは予定価格を上回る応札額を提示してきた業者と、下限価格を上回っているが最低制限価格を下回ってしまった応札業者との違いを明確にするための改正です。</p> <p>意図的にそういった応札をしていると思われる業者は現在見受けられず、ペナルティはありません。</p> <p>市内業者に対して、通常の入札参加資格停止とは別に、指名及び入札参加資格を見送る措置が必要であると判断したときに、規定回数分の入札会に参加できない処分をします。</p>